

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、十四億九千万円とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二十一条号口の政令で定める金額は、一兆四千三百八十一億九千三百九十八万四千円とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、二千百万円とする。</p>	<p>（特定損害保険契約の保険金額の下限）</p> <p>第一条 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第十号イの政令で定める金額は、十五億円とする。</p> <p>（担保上限金額の算定の基礎となる金額）</p> <p>第二条 法第二十一条号口の政令で定める金額は、一兆三千五百六十九億二千八百三十万七千円とする。</p> <p>（納付金の金額）</p> <p>第三条 法第五条の政令で定める金額は、二千二百万円とする。</p>